

山形県県土整備部週休2日確保工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、山形県県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する建設工事（営繕工事は除く。）の工事現場において、週休2日を確保する試行工事（以下「試行工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 4週8休以上

対象期間の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注形式

(6) 受注者希望型

受注者が、週休2日に取り組むことを選択する発注形式

(試行工事の対象)

第3条 試行工事の対象は、工期や工程に制約の少ない工事とし、災害復旧工事等早急に対応すべき工事を除き、次のとおりとする。

(1) 発注者指定型

発注者が選定した工事

(2) 受注者希望型

前号を除く工事

(試行工事の取扱い等)

第4条 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨及びその発注形式を記載する。

- 2 試行工事は、当該工事に係る下請企業の労働者についても適用することとする。
- 3 受注者は、試行工事を実施する場合、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休2日を確保する工程表を作成し、発注者と協議するものとする。
- 4 受注者は、前項の協議が整った場合は、建設工事請負契約約款 22 条の規定により、遅滞なく工期の延長変更を請求するものとする。
- 5 受注者は、やむを得ない理由で休日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。
- 6 受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
 - (1) 振替休日が反映された工程表
 - (2) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等の書類
- 7 受注者希望型の試行工事について、受注者は契約締結後、施工計画書提出前に試行工事を実施するか否かについて協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは科さない。

(その他)

第5条 工事費の積算については別紙1に基づくものとする。

2 工事成績評定については別紙2に基づくものとする。

3 試行工事における工期の考え方は、別紙3に基づくものとする。

(アンケートの実施)

第6条 受注者は、試行工事の実施の有無にかかわらず、工事完了後、試行工事の検証を行う場合があるため、発注者が行うアンケートに協力するものとする。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領の改定は、令和3年1月1日から施行する。

週休 2 日確保工事における工事費の積算について

1 積算方法等

現場の閉所状況に応じて、補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、労務費については、労務費分が明らかとなっていない市場単価等は、補正の対象としない。

(1) 現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

① 4 週 8 休以上

現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の場合

② 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満

現場閉所率が 25%（7 日／28 日）以上 28.5%未満の場合

③ 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満

現場閉所率が 21.4%（6 日／28 日）以上 25%未満の場合

(2) 補正係数

週休 2 日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、各経費に補正係数を乗じるものとする。

経費名	現場の閉所状況に応じた補正係数		
	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
労務費	1. 0 5	1. 0 3	1. 0 1
機械経費（賃料）	1. 0 4	1. 0 3	1. 0 1
共通仮設費率	1. 0 4	1. 0 3	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 6	1. 0 4	1. 0 3

2 当初（発注）時の積算

(1) 発注者指定型

4 週 8 休以上の経費の補正を行い、工事費を積算する。

(2) 受注者希望型

経費の補正は行わず、工事費を積算する。

3 変更（精算）時の積算

発注型式によらず現場閉所の実施状況に応じて経費の補正を行う。

発注者指定型において、4 週 8 休以上が確保されなかった場合は減額変更となることに留意する。

(1) 現場閉所の確認等

書類の作成負担等にも考慮し、閉所実績が記載された工程表及び出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）について、受注者から提示を求め、工事打合簿により協議を受け、現場閉所の状況を確認する。

(2) 経費の補正

現場閉所の実施状況を確認後、各経費を補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。なお、4週6休に満たないもの及び受注者希望型で工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、経費の補正の対象としない。

週休 2 日確保工事における工事成績評定の取扱いについて

1 方針

試行工事を実施した工事について、発注形式によらず現場の閉所状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

発注者指定型の形式で発注された工事で 4 週 8 休以上の現場閉所が確保されなかった場合であっても試行工事であることから工事成績評定の減点を行わない。

受注者希望型の形式で発注された工事は、契約後の協議により週休 2 日に取り組むため、現場閉所状況が 4 週 6 休未満であっても工事成績評定の減点を行わない。

2 評価方法

(1) 監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所状況が 4 週 8 休以上の場合（次の 2 項目を評価）

- ・「休日の確保を行っている。」
- ・「その他（週休 2 日制の確保を行っている。）」

② 現場の閉所状況が 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満の場合（次の 1 項目を評価）

- ・「休日の確保を行っている。」

③ 現場の閉所状況が 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満の場合（次の 1 項目を評価）

- ・「休日の確保を行っている。」

(2) 監督員の 5. 創意工夫 [働き方改革] において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所状況が 4 週 8 休以上の場合

- ・「週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。」

※ 週休 2 日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休 2 日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価する。

② 現場の閉所状況が 4 週 8 休未満の場合は、評価しない。

(3) 総括監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所状況が 4 週 8 休以上の場合

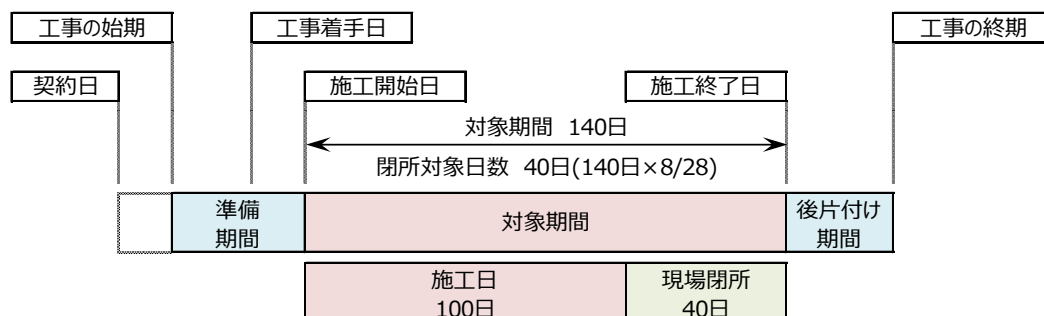
- ・「工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。」
- ・「現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）を行った。」

※ 週休 2 日の確保を行った場合は、2 項目両方を評価することとし、この「工程管理」の評価は、原則” a ” 評価（2 点）とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、” a ” 評価としないことができる。

② 現場の閉所状況が 4 週 8 休未満の場合は、評価しない。

週休 2 日確保工事における工期の考え方について

1 週休 2 日を確保するイメージ



※上図では対象期間内の現場閉所日数が 40 日以上となれば「4 週 8 休以上」

- (1) 発注者が設定する「準備期間」と「後片付け期間」の日数を特記仕様書に記載する。
- (2) 「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工事の始期」から「施工開始日」までをいう。
- (3) 「施工開始日」とは、直接工事費に計上されている項目について施工を開始する日をいい、受注者の報告をもって決定するものとする。なお、「土木工事共通仕様書」における「工事着手」（現場事務所等の設置又は測量を実施すること。）は準備期間内に含まれる。
- (4) 「対象期間」とは、「準備期間」及び「後片付け期間」を除く「施工開始日」から「施工終了日」までの期間をいう。なお、年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間又は発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。
- (5) 「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。ただし、「施工終了日」から「工事の終期」までの日数が、特記仕様書に記載している「後片付け期間」の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される「施工終了日」を優先するものとする。
- (6) 後片付け期間とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。
- (7) 現場閉所予定日以外に、雨天等又は以下の理由により休工した場合は、現場閉所日としてカウントできる。
 - ・災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
 - ・異常気象等による安全パトロール
 - ・現場見学会等、現場を公開する場合など
 ※上記以外の理由の場合は、受発注者間の協議による。
- (8) 仮に 1 箇月単位で 4 週 8 休を実現しなくても、対象期間内で 8 日 / 28 日以上を閉所していれば、週休 2 日として扱う。

2 設計変更のタイミング

受注者が試行工事を実施した場合は、現場閉所状況に応じて最終契約変更時に経費の補正を行うが、週休 2 日の実施状況を確認でき次第、設計変更できるものとする。